

奈良県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年八月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	扇田 潤一	葛城市新町六四
〃	谷原 真人	〃 九三
〃	堀内 隆教	〃 一一七―二
〃	花内 勲	〃 一三七―一
〃	花内 一夫	〃 五一―一
監事	花内 滋治	〃 一四三―三
〃	花内 克己	〃 四一―三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西内 博史	葛城市新町六九
〃	北田 善久	〃 一一〇―三
〃	北田 勝彦	〃 五四
〃	岡本 賢	〃 一九
〃	谷原 真人	〃 九三
監事	扇田 潤一	〃 六四
〃	仲井 豊和	〃 八六一―二